

○沖縄市母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱

(平成7年3月14日決裁)

改正 平成9年1月1日決裁 平成17年3月1日決裁  
平成18年7月31日決裁 平成19年9月25日決裁  
平成22年3月19日決裁 平成23年7月15日決裁  
平成24年7月9日決裁 平成28年4月1日決裁  
平成30年4月2日決裁 平成30年7月17日決裁  
平成30年9月26日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、当該家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって福祉の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。
- (2) 母子家庭の母 次のいずれかに該当する者で現に児童を監護している者をいう。
  - ア 配偶者と死別した者
  - イ 配偶者の生死が明らかでない者
  - ウ 離婚した者であって現に婚姻（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていない者
  - エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
  - オ 配偶者が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条別表第2に定める程度の障がいの状態にある者
  - カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
  - キ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者
  - ク 婚姻によらないで出産した者
- (3) 父子家庭の父 前号アからキまでの規定に該当する者で現に児童を監護している者をいう。
- (4) 養育者 父母が死亡した児童又は父及び母が監護しない児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (5) 保護者 第2号から第4号に掲げる者をいう。ただし、次のいずれかに該当する児童の状態にある場合のもの（施行令第1条別表第2に定める程度の障害の状態にある者を除く。）を除く。
  - ア 児童を監護しない母又は父と生計を同じくしているとき。

- イ 母又は父の配偶者に養育されているとき。
  - (6) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
    - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
    - イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
    - ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
    - エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
    - オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 128 号）
    - カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
    - キ 高齢者の医療費の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
  - (7) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養の対象となる療養費その他医療に関する法令の規定による医療に関する費用をいう。
  - (8) 一部負担金 母子及び父子家庭等に係る医療費のうち、医療保険各法その他医療に関する法令の規定により負担すべき額をいう。
  - (9) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関及び保険薬局
    - イ その他市長が定める病院、診療所又は薬局
- (助成対象者)

第 3 条 この要綱により医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本市の区域内に居住し、かつ、本市において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳に登録され、医療保険各法の規定する被保険者、組合員又は被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、沖縄市外（日本国内に限る。）に住所を有する場合であっても、対象とすることができる。また、住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、沖縄市を生活の本拠としていることが明らかでやむを得ない事由（配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など）で、住民票記載の申請が行えないときは、本制度の対象として差し支えない。

- (1) 母子家庭の母と児童
  - (2) 父子家庭の父と児童
  - (3) 養育者が養育する前条第 4 号に掲げる児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
  - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 に規定する里親または児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者
  - (3) 次に掲げる他の医療費助成事業等により医療費の助成を受けることができる者

ア 沖縄市重度心身障がい者（児）医療費助成要綱（平成3年要綱第4号）に基づき医療費の助成を受けることができる者

イ 沖縄市こども医療費助成要綱（平成6年6月30日決裁）第2条第1項第2号に規定する者であつて、同要綱等に規定する助成対象者が監護する者。ただし、同要綱第2条第6項括弧書きの規定に該当する者を除く。

(4) 第3条第1項に規定する対象者にかかる医療費の額の全てを、国又は地方公共団体において負担している施設に入所している者（一部負担金が発生する者を除く。）

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

（助成の制限）

第4条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、8月1日から翌年7月31日までの間に行わないものとする。

(1) 保護者の前年の所得（1月から7月までに申請する者については、前々年所得をいう。以下同じ。）が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。

(2) 養育者にあつては、施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

(3) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法（昭和29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくする者の前年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第12条第1項の規定を準用する。

3 第1項に規定する所得の範囲は、施行令第3条第1項の規定を準用する。

4 第1項に規定する所得の額の計算方法については、施行令第4条第1項及び同条第2項の規定を準用する。

5 第1項に規定する所得の確認は、申請者が提出する所得証明書に代えて、公簿等により行うことができるものとする。

（受給資格者証の申請及び交付）

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その家庭に属する対象者について、母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号。以下「交付申請書兼受給者台帳」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、医療費の助成を受ける資格を証する母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証（自動償還）（様式第2号。以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、市長は、受給資格に該当しないと決定した場合には、母子及び父子家庭等医療費受給資格者認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
  - (2) 戸籍謄本又は抄本
  - (3) 保護者又は配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類
  - (4) 普通預（貯）金通帳
  - (5) 印鑑
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、法による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、個人番号を用いた情報照会に関する同意書（様式第9号）を提出した者については、第1項第3号の書類の添付を省略することができる。  
（受給資格者証の有効期間、始期、終期及び消滅）

第6条 受給資格者証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、最初に交付される受給資格者証については、受給資格者証の交付申請日（他市町村から受給者であった者が転入してきた場合は、沖縄市内に住所地を有することになった日）から、最初に到来する7月31日までとする。

- 2 受給資格を失った場合における受給者証の有効期限は、その事実の発生日の前日（死亡の場合は、発生日当日）までとする。  
（受給資格者証の再交付）

第7条 第5条の規定により受給資格者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）が受給資格者証を破損、又は亡失した場合は、母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第4号）により市長に再交付を申請することができる。  
（受給資格者証の返還）

第8条 受給資格者は、その資格を消滅したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。受給資格者証の再交付申請後亡失した受給資格者証を発見したときもまた、同様とする。  
（助成の範囲）

第9条 市長は、受給資格者が保険医療機関等において受けた診療について、医療保険各法の規定により負担すべき額を支払った場合、次に掲げる額から別表に定める額を控除した額を助成する。

- (1) 医療費の一部負担金
- (2) 交通事故等により第三者からの補償の対象となっている医療保険各法による医療費等の給付のうち、過失相殺等で補償の対象とならない自己負担分

2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関において受給者が支払った一部負担金について、次に掲げる給付を受けることができるときは、当該給付分を控除した額を助成する。

- (1) 医療保険各法に基づく高額療養費
- (2) 医療保険各法の規定により定められた組合等の規約に基づく附加給付、その他これに類する給付
- (3) 国の法令並びに地方公共団体の条例、規則及び施策による給付
- (4) その他、医療保険者以外の機関による一部負担金にかかる給付  
(助成金の申請)

第 10 条 保護者は、医療費の助成を受けるときは、母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 受給資格者証
- (2) 医療保険証
- (3) 保険医療機関等の発行する領収書
- (4) 印鑑
- (5) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとする。

3 受給資格者が「沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約」を行っている医療機関等へ受給資格者証を提示し、当該医療機関へ医療費等を全額支払った場合は、第 1 項の規定にかかわらず、沖縄市へ助成金の申請が行われたものとみなす。

4 受給資格者は、前項の規定により助成金の申請を行った場合、医療機関等で生じる医療費にかかる一切の情報を、当該医療機関が沖縄市及び沖縄県国民健康保険団体連合会に提供することに同意したものとみなす。

5 助成金の申請は、受給資格者が医療給付を受けた日の属する月（以下「保険診療を受けた月」という。）の翌月の初日から起算して 2 年以内に行わなければならない。

第 10 条の 2 削除

(助成金の支給決定)

第 11 条 市長は助成金の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金を決定し、口座振替払により支給する。この場合において、振込みの通知は、省略することができる。

2 前項の審査の期間は、保険診療を受けた月の翌月の初日から起算して 2 年以内とする。  
(助成金の追加支給)

第 11 条の 2 保護者は、既に支払われた助成金について、正当な助成額に満たない支給が行われたと認められたときは、保険診療を受けた月の翌月の初日から起算して、2 年以内であれば不足分を追加請求できる。

2 市長は前項の規定による請求があった場合、内容を審査し、適当と認められたときは、不足額を追加支給する。

(届出の義務)

第 12 条 保護者は、第 5 条の規定により申請した次に掲げる事項に変更が生じたときは、母子及び父子家庭等医療費助成受給資格登録変更・消滅届(様式第 7 号)に受給資格者証を添えて、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 受給資格者の氏名又は住所を変更したとき。

(2) 受給資格者のうち一部の者が第 3 条に規定する対象者としての資格要件を欠いたとき。

(3) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

2 保護者は、その家庭に属する受給資格者の現況について、交付申請書兼受給者台帳(様式第 1 号)に保護者及びその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類を添えて、毎年 7 月 1 日から同月末日までに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者である保護者は、児童扶養手当法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 51 号)第 4 条に規定する現況届を行う場合にあっては、当事業にかかる現況届を省略することができる。

(受給資格者証の更新、交付停止等)

第 13 条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合(前条第 3 項の規定により届出を省略した場合を含む。)において、第 4 条第 1 項の規定に該当しないと決定したときは、受給資格者証を交付し、第 4 条第 1 項の規定により対象者としないと決定したときは、受給資格者証交付停止の取扱とする。

2 前条第 3 項の規定による届出が未提出の場合は、児童扶養手当法第 22 条の規定を準用し、2 年を経過した場合、受給資格は消滅する。

(譲渡又は担保の禁止)

第 14 条 この要綱による助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第 15 条 市長は、すでに支払われた助成金について医療費の一部負担金の変更、その他の理由により過払いが生じたとき又は偽りその他の不正により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、その後に支払うべき助成金が生じた場合には、その助成金の内払いとみなすことができる。

2 助成金の返還は、母子及び父子家庭等医療費助成金返還請求通知書（様式第8号）により行うものとする。

（受給資格消滅の通知）

第16条 市長は、受給資格者が第3条第1項の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、母子及び父子家庭等医療費助成受給資格消滅通知書（様式第10号）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りではない。

（支払の調整）

第17条 助成すべきでないにもかかわらず、助成金として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後に支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

（資料の提供等）

第18条 市長は、医療費の助成に関する事務に関し必要があると認めるときは、官公署、金融機関、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の機関又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は必要な事項の報告を求めることができる。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年1月1日決裁)

この要領は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月1日決裁)

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正に際し、「沖縄市母子及び父子家庭等医療費助成事業実施事務取扱要領」（平成7年4月1日施行、平成9年1月1日第一次改定）については、廃止する。

附 則(平成18年7月31日決裁)

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。ただし、改正後の第10条第3項の規定は、平成19年1月1日（以下「適用日」という。）以降の申請分から適用し、適用日前に申請された一部負担金の助成については、なお、従前の例による。

附 則(平成19年9月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は、平成19年10月1日（以下「適用日」という。）以降の診療にかかる医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月19日決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月15日決裁)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日決裁)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年4月1日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月2日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第10条第3項、第4項、第5項、第10条の2及び様式第6号の改正後の規定は、平成30年8月1日（以下「施行日」という。）以降の診療等にかかる医療費から施行し、施行日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成30年7月17日決裁)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成30年9月26日決裁)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成30年10月1日（以下「適用日」という。）以降の診療等にかかる医療費から適用し、適用日前に医療を受けたことによる、一部負担金の助成については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

区 分	自己負担の額
外 来	1人1か月につき、1保険医療機関ごと（医科・歯科別、薬局（調剤）は、各医療機関に含む。）に1,000円



様式第 1 号(第 5 条関係)

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳  
その 1

[別紙参照]

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳  
その 2

[別紙参照]

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳  
その 3

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証（自動償還）

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

母子及び父子家庭等医療費受給資格者認定申請却下通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

母子及び父子家庭等医療費助成金申請書

[別紙参照]

様式第 6 号 削除

様式第 7 号(第 12 条関係)

母子及び父子家庭等医療費受給資格登録変更・消滅届

[別紙参照]

様式第 8 号(第 15 条関係)

母子及び父子家庭等医療費助成金返還請求通知書  
[別紙参照]

様式第 9 号(第 5 条関係)

個人番号を用いた情報照会に関する同意書その 1  
[別紙参照]

個人番号を用いた情報照会に関する同意書その 2  
[別紙参照]

様式第 10 号(第 16 条関係)

母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書  
[別紙参照]